

芦屋町教育大綱の見直し（素案）のパブリックコメント 主な見直し内容等

1 大綱概要

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に規定されているもので、町の教育、学術文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めるもの。

2 見直し理由等

(1) 見直し理由

現行の教育大綱の計画期間が 30 年度で終了することから、計画期間の変更及び現状との整合を図るため、見直しを行うもの。

(2) 主な見直し内容

① 「生涯学習基本構想」を教育大綱に集約

教育大綱の策定に伴い、生涯学習に関する施策を総合的・体系的に推進するための基本となる「生涯学習基本構想」の策定意義が薄れてきている。このため、教育大綱の見直しに合わせ集約する。

〈参考：生涯学習基本構想〉

策定年月：平成 21 年 3 月

計画期間：〈前期推進計画〉H21～25 年度、〈後期推進計画〉H26～30（2018）年度

② 計画期間の変更

現行の計画期間は「3 年間」となっているが、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であること等を鑑み、「5 年間」に変更する。

③ 時点修正

現在、進めている取り組み内容と整合を図るとともに、軽微な文言の修正を行う。